

高齢者グループホーム 竹の郷

重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次のとおり説明させていただきます。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人
2. ご利用事業所
3. 居室等の概要
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 事業所利用の留意事項
7. 非常災害対策
8. 事故発生時の対応について
9. 苦情への対応について

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 瀬戸福慈会 |
| (2) 法人所在地 | 松山市太山寺町1 4 7 0 番地 |
| (3) 電話番号 | 089-979-7781 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 三好 諄 |

2. ご利用事業所

- | | |
|-------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| (2) 施設の目的 | 要介護又は要支援者であって、認知症によって自立した生活が困難になった者(医師より認知症と診断された者)が家庭的な共同生活環境のもと、残存能力の活用と自尊心の回復を図り、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を送ることを目的としています。 |
| (3) 事業所の名称 | 高齢者グループホーム竹の郷 |
| (4) 事業所の所在地 | 松山市太山寺町1 4 7 0 番地 |
| (5) 電話番号 | 089-979-7782 |
| (6) 管理者氏名 | 橋本 浩一 |

- (7) 運営方針 本法人は、老人福祉法及び介護保険法の基本理念に基づき、利用者の生活の安全と向上のための支援処遇に努めます。
- ①認知症対応型共同生活介護等の提供にあたっては、利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体および精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、相談、その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにします。
- ②従業者は、認知症共同生活介護等の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者、家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ③事業所は、その提供する認知症対応型共同生活介護等のサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- ④身体拘束は原則禁止とし、利用者の人権を最大限尊重した支援を行います。ただし、利用者の生命に係る場合は、本人もしくは家族との相談の上、期限付きで行うことがあります。
- (8) 開設年月日 平成27年 6月 25日
- (9) 利用定員 18名（1ユニット9名）

3. 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、すべて個室です。ご契約者の心身の状況や、場合に応じて居室を変更することも考えられますのでご了承ください。

居室・設備の種類	室数	備考
居室（一人部屋）	18室	各室にベッド、寝具、整理ダンスを備えています。
食堂・居間	2室	大型テレビ、ソファを備えています。
台所	2室	居間と対面式になっています。
便所	6室	男女兼用、手すりを設置しています。
浴室	2室	一般浴槽2槽

- ・ 設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	員数	業務内容
管理者	1名	事業所職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
計画作成担当者 (うち1名は介護支援専門員)	2名	ご契約者に係る認知症対応型共同生活介護計画(以下、「介護計画」という。)介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下、「介護予防計画」という。)(ケアプラン)を作成し、連携する病院等との連絡調整を行います。
介護従事者	18名 (管理者1名 計画作成2名含む)	日常生活上の介護並びに健康維持のための相談、助言等を行います。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

<サービスの概要>

① 食事

- ・ 当事業所では、ご契約者の残存能力に応じた役割を持っていただきながら、職員と共同で調理や配膳を行っています。
- ・ ご契約者の希望を取り入れながら、職員が立てる献立に栄養士が助言を行いながら、季節感に配慮した食事を提供します。
- ・ 食事時間(おおよその時間で、変更あり。)

朝食 7:00~8:00 昼食 12:00~13:00 夕食 17:00~18:00

② 入浴

- ・ 入浴は、契約者の希望、体調に応じて、週3回以上の入浴を予定しています。

③ 健康管理

- ・ 緊急時、必要な場合には主治医あるいは協力医療機関の医師に責任をもって引継ぎします。
- ・ 協力医療機関の往診医師、看護師、または職員の看護師、介護職員が健康についての相談に応じるとともに、健康状態を把握します。

④ 排泄

- ・ ご契約者の自尊心に特に配慮し、ご契約者の心身状況に応じた声かけや、必要に応じて排泄後の後片付けをおこなっています。

⑤ 機能訓練

- ・ 様々なリハビリ機器を設置しており、協力医療機関の医師もしくは看護師のアドバイスにより、個々にあった機能訓練をスタッフがを行います。

⑥ レクリエーション

- ・ 介護計画、介護予防計画に基づき、グループホーム内行事や外部行事への参加等個々にあったものを積極的に行います。

<身体拘束の禁止>

ご契約者または他のご契約者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。やむを得ず身体拘束、その他ご契約者の行動を制限する行為を行う場合には、別添えの「身体抑制の同意書」にて、ご家族の同意を得て行い、その理由、態様、時間、及びご契約者の状況等を記録し報告いたします。

<重度化した場合における対応について>

当事業所では別に「看取りに関する指針」を定めております。ご契約者が、医師の診断のもと、回復不能な状態に陥った時に、最後の場所として当事業所を選択する場合、行われる具体的な治療や内容について説明し、「看取り介護についての同意書」に同意をいただき、看取り介護の開始となります。

<利用料金について>

① 法定代理受領サービスに該当する場合は、利用者負担割合に応じた額となり、利用料金は要介護認定による要介護の程度によって異なります。

② 以下のサービスについては、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

- ・ 居住費 33,000 円／1ヶ月
- ・ 食事代 1,440 円／1日（朝:¥400 昼:¥520 夕:¥520）
- ・ 光熱費 10,000 円／1ヶ月
- ・ オムツ代金は実費
- ・ 娯楽費 利用者の希望により提供し、実費とする。
- ・ 理美容代 利用者の希望により提供し、実費とする。

<利用者の介護サービスに関する料金内容等の目安>

(1) 利用者の介護サービス利用時の負担金額（30日利用の場合の目安）

		法定代理受領の場合	備考
介護保険給付対象分	利用者負担額 (A)	円	・ 30日分の目安 ・ 消費税非課税
	加算給付額 (B)	円	
介護保険給付対象外分	居住費	33,000 円	・ 入退所時日割
	食事代	43,200 円	・ 30日分の目安
	光熱費	10,000 円	・ 入退所時日割
合計		86,200 円	(総額表示)

上記の考え方：

- ・ 法定代理受領のためには、利用者の同意が必要です。
- ・ 償還払いの場合には、上記 (A) 及び (B) の部分に関して、ご自身で市区町村への手続きが必要です。
- ・ 消費税は総額表示になっています。

※ ご利用期間が1ヶ月に満たない場合、居住費、光熱費については日割り計算、食事代のみ摂取分の計算とします。

※ 外泊時、又は短期一ヶ月の入院をされた場合は、居住費、光熱費については通常通り、食事代のみ摂取分だけの計算とします。

① 介護保険給付費上記（A）

（1割負担の場合）

令和6年 6月1日現在

要介護認定等	介護給付費 (単位/日)	介護給付費の額 (円/日)	一割負担額の目安 (円/30日)
要支援2	749	7,490	22,470
要介護1	753	7,530	22,590
要介護2	788	7,880	23,640
要介護3	812	8,120	24,360
要介護4	828	8,280	24,840
要介護5	845	8,450	25,350

・ 当施設の介護費は、1単位＝10.0円です。

② 加算給付費：上記（B）体制が整った場合、算定していきます。

（1割負担の場合）

加算内容	対象者	介護給付費 (単位/日)	介護給付費の額 (円/日)	一割負担額の目安 (円/30日)	
初期加算	要支援者 要介護者	30	300	900	
初期加算・・・入居した日から起算して30日間に対して発生する費用					
医療連携 体制加算 I	要介護者	イ	57	570	1710
		ロ	47	470	1410
		ハ	37	370	1100
医療連携 体制加算 II	要介護者	5	50	150	
医療連携体制加算I・・・看護師が常勤しており充実した医療ケアが受けられる等のサービス費用 医療連携体制加算II・・・Iを算定した上で利用者1名以上に定められた医療行為を前3月間において行っている。					
看取り	要介護者	死亡日以前31～45日以下 72円/日			

介護加算		<table border="1"> <tr> <td>死亡日以前4から30日</td> <td>144円/日</td> </tr> <tr> <td>死亡日前日及び前々日</td> <td>680円/日</td> </tr> <tr> <td>死亡日</td> <td>1,280円</td> </tr> </table>			死亡日以前4から30日	144円/日	死亡日前日及び前々日	680円/日	死亡日	1,280円
死亡日以前4から30日	144円/日									
死亡日前日及び前々日	680円/日									
死亡日	1,280円									
看取り介護加算・・・看取りの対応をしている施設で必要な費用										
若年性認知症利用者受入加算	2号被保険者	120	1,200	3,600						
若年性認知症受け入れ加算・・・事業所において若年性認知症（18～39歳の若年期・40～64歳初老期認知症のこと）患者の利用者を受け入れ個別に担当スタッフを定めた上でニーズ応じたサービスを行った場合の費用										
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	要支援者 要介護者	加算を含む総単位数の17.8%								
処遇改善加算・・・介護職等の、賃金改善に取り組む事業所に認められる加算										
入院体制加算	要支援者 要介護者	246	一ヶ月で6日限り							
入院加算・・・3月以内に退院（退院後帰設）することが明らかに見込まれることを入院先の主治医から確認出来た場合の費用										
口腔衛生管理体制加算	要支援者 要介護者	30 (単位/月)	300 (円/月)	30 (円/月)						
歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る助言、指導を月1回以上行っている場合の費用										

<利用料金の支払方法について>

利用料金は、月末締めにて計算し、毎月10日までに請求書を郵送させていただきます。翌月20日までに現金でお支払いただくか、口座振替により、指定の日に指定の口座から引き落とさせていただきます。

<サービスの利用方法>

① サービスの開始

ご利用のお申し込みをいただいたら、ご契約者と家族との面談、その他身体状況と合わせ、共同生活に適した状態にあるかどうか判定いたします。その上で、医師により認知症の診断がしていただける場合において初めてサービス開始となります。

② サービスの終了

- ア) 契約者の都合でサービスを終了する場合
退居を希望する日の7日前までにお申し出ください。
- イ) 自動終了
- ・ 契約者が死亡した場合
 - ・ 契約者の要介護認定区分が、非該当又は要支援1と認定された場合
- ウ) その他
- ・ 他のご契約者や当事業所、職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合及び共同生活が著しく困難になった場合は、退居していただく場合があります。
 - ・ サービス利用料等の支払いが3か月分遅延し、その間の催促にもかかわらず、支払われない場合は退居していただく場合があります。
 - ・ ご契約者が病院又は診療所に入院し、明らかに1ヶ月以内に退院又は以前と同様の共同生活を送ることができる見込みがない場合は、協議の上、退居していただく場合があります。

<入居中の医療の提供について>

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において、診療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではなく、義務づけるものでもありません。) なお入院にあたりましては、ご契約者、ご家族の意向をできるだけ取り入れますが、病院側の都合により沿いかねる場合もあります。

医療機関の名称	所在地	診療科
三好整形外科医院	松山市小川甲82番地	整形外科
平和通心療内科	松山市平和通1丁目5-21	心療内科
太山寺歯科医院	松山市太山寺町1155-1	歯科

6. サービスの利用に当たっての留意事項

- ① 面会
- ・ 面会時間は社会常識の範囲で、特に制限はありませんが、面会時には面会者名簿に記入の上、必ず職員に一声おかけ下さい。
- ② 外出・外泊
- ・ 外出、外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を申し出てください。
- ③ 持込の制限
- ・ 入居にあたり、ペット、大きな家具等は原則として持ち込むことができません。
- ④ 喫煙
- ・ 決められた場所以外での喫煙は禁止します。また明らかに喫煙、その量により、ご契約者の健康に悪影響が出た場合、その内容について制限を加えることがあります。
 - ・ 安全管理上、ライターは預からせていただきます。
- ⑤ 所持品・備品等の持込み

- ・ 紛失の原因になりますので、マジック等で消えないように必ず氏名をご記入ください。
- ⑥ 宗教活動・政治活動
 - ・ 事業所内での職員や他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
- ⑦ 金銭・貴重品の管理
 - ・ 利用者、ご家族の同意を得て事業所で管理させていただく場合があります。原則として管理する範囲は日常生活品費用程度の現金に限らせていただきます。詳しくは金銭管理取扱規定に示します。

7. 非常災害対策

防災設備：自動火災報知設備、誘導等設備、消火器等を設置しています。

防災訓練：運営規程とあわせて「非常災害に関する具体的計画」に即し、年2回行います。

※ 災害時には、日中・夜間を問わず、近隣の同法人事業所へ避難していただく誘導體制を確保し、協力機関等との連携方法を策定しています。尚、非常災害計画書は、事業所玄関入口に掲示しています。

8. 事故発生時の対応について

当事業所において、サービスの提供中に事故が発生した場合、事故の内容に応じて、以下のとおり速やかに対応します。

<契約者に医療を要する事故（骨折・創傷等）が発生した場合>

- ① サービスを提供した職員、又は第一発見者は、速やかに対応処置を行い、医師・看護職員に報告します。
- ② 発生状況・受傷状況を確認し、必要に応じて協力医療機関等に受診します。
- ③ 事故検討委員会（法人内）にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明します。
- ④ ①～③までの事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をします。

<契約者の財物が破損・紛失した場合>

- ① サービスを提供した職員、又は第一発見者は、発生状況を管理者に報告し、管理者より速やかにご家族へ連絡します。
- ① 事故検討委員会にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明します。
 - ※ 上記いずれの場合にも、事故が当事業所の過失により発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。
 - ※ 必要に応じて、関係市町村へ報告し、再発防止のための助言や指導を受ける場合があります。

9. 苦情への対応について

<当事業所における苦情への対応>

当事業所における苦情やご相談に応じる体制は次のとおりです。

利用者・家族からの申し立て



相談及び苦情受付窓口



事実の調査と対応方針の検討



苦情申し立て者への解決（改善）を報告する。

管理者から職員へ経緯と対策を周知徹底する。

* 苦情受付窓口（担当者） （089-979-7782） 平日 9:00～18:00

職名 管理者 橋本 浩一

* 行政機関その他苦情受付機関

松山市 指導監査課 (089-948-6968)

平日 8:30～17:15

愛媛県国民健康保険団体連合会 (089-968-8700)

平日 8:30～17:15

愛媛県福祉サービス運営適正化委員会 (089-998-3477)

平日 9:00～12:00

13:00～16:30

10・サービスの第三者評価の実施状況

- | | |
|------------------|---------------------|
| ① 実施の有無は | 有り |
| ② 実施した直近の年月日 | 令和4年10月20日 |
| ③ 実施し、評価した評価機関名称 | 特定非営利活動法人 J M A C S |
| ④ 評価結果の開示状況 | G H廊下中央ラックにて開示 |

11・虐待防止のための措置

事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じません。

- ① 虐待の防止に係る対策を検討する為の委員会（TV 電話措置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12・その他の事業の実施に関する重要事項

(1) 記録の整備

事業者は、施設及び整備、人事、会計、介護サービス計画、サービス提供の諸記録を整備し、必要な期間保管します。

(2) 事業者は、利用者に関する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

- ①認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画
- ②提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ③身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ④市町村への通知に係る記録
- ⑤苦情の内容等の記録
- ⑥事故の状況及び事故に際して彩った処置についての記録
- ⑦運営推進会議での、報告・評価・要望・助言等の記録

(3) 掲示

事業者は、事業所の見やすい場所に運営規定の概要並びに職員の体制、利用料、その他のサービス選択に関する重要事項を掲示しています。

(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基
づき、重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 瀬戸福慈会 竹の郷

理事長 三好 諄 ⑩

担当者 _____ ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、(介護予防)認知症
対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和

年 月 日

利用者 住所

氏名 _____ ⑩

身元保証人① 住所

氏名 _____ ⑩

続柄

② 住所

氏名 _____ ⑩

続柄